

学校法人鈴鹿享栄学園寄附行為

〔平成 26 年 4 月 1 日〕
制 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人鈴鹿享栄学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を三重県鈴鹿市庄野町 1260 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実で信頼される人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 鈴鹿高等学校 全日制課程 普通科
- (2) 鈴鹿中学校

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
- (2) 飲食料品小売業
- (3) 自動販売機による小売業
- (4) 書籍・文房具小売業
- (5) 衣服・身の回り品小売業
- (6) 飲食店（食堂、レストラン）
- (7) 不動産賃貸業、駐車場業
- (8) 保険媒介代理業

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上9人以内
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数（現任の理事総数。以下、同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長以外の理事のうちから若干名を常務理事とすることができ、理事会において選任する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者 1人又は2人
- (2) 評議員のうちから理事会において選任した者 1人又は2人
- (3) この法人に関係ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人以上5人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下、同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを三重県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要のあるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令又は寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の業務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事会）

第 12 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため 3 分の 2 に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第 13 条 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（理事長の職務）

第 14 条 理事長は、法令及びこの寄附行為に定める職務を行い、この法人内部の業務を総理し、この法人の業務についてこの法人を代表する。

（理事の代表権の制限）

第 15 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第 16 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、順次にその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第 17 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名した出席した理事 2 人が記名押印し、常にこれを事務所に備えおかなければならない。
- 3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 18 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11 人以上 19 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数（現任の評議員総数。以下、同じ。）の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員の互選によって選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 議長は、理事長、常務理事を議事参加者として評議員会に出席させることができる。

(議事録)

第 19 条 第 17 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「議長が指名した出席した理事 2 人」とあるのは、「議長が指名した出席した評議員 2 人」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 20 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更

- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 4人以上7人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 2人又は3人
 - (3) この法人に関係ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者 5人以上9人以内
- 2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 23 条 評議員の任期は、2年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 4 第 11 条の規定は、評議員の解任及び退任について準用する。

第 5 章 学園長

(学園長)

第 24 条 この法人が設置する学校の教学を統轄するため、学園長を 1人置くことができる。

- 2 前項の学園長は、理事会において選任する。
- 3 学園長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 25 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産

の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 27 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 28 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算及び事業計画)

第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算・実績の報告及び剰余金等の処分)

第 32 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上、剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第8条第2項第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 34 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月

以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 三重県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては三重県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては三重県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 37 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人に帰属する。

(合併)

第 38 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て三重県知事の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 39 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、三重県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、三重県知事に届け出なければならない。

第 9 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 40 条 この法人は、第 33 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、鈴鹿高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、三重県知事認可の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	垣尾	和彦
理事	的場	敏尚
理事	高久	岳博
理事	兼子	勝
理事	真弓	清司
理事	箕輪田	晃
監事	堤	達彦
監事	藤原	伸雄